

## 「福井県文化振興プラン（仮称）」策定委員会設置要綱

## （設置）

第1条 「福井県文化振興プラン（仮称）」の策定に当たり、各界から幅広く意見を聴取し、検討するため、「福井県文化振興プラン（仮称）」策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）「福井県文化振興プラン（仮称）」の検討に関すること
- （2）その他、必要な事項に関すること

## （組織）

第3条 委員会は、学識経験を有する者、文化芸術関係者、教育関係者、その他必要と認められる者 15人以内で構成する。

2 委員の任期は、本要綱施行の日からプラン策定の日までとする。

## （委員長）

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を統括し、会議の進行にあたる。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職を代理する。

## （会議）

第5条 委員会は、福井県交流文化部文化・スポーツ局長が招集する。

- 2 文化・スポーツ局長は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## （事務局）

第6条 委員会の事務局は、福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課が所掌する。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年8月30日から施行する。